

第2回たつの市農業委員会総会（1月定例会）議事録

令和6年1月25日（木）午前10時から第2回たつの市農業委員会総会（1月定例会）を新館3階301・302会議室において招集した。

出席委員18名 欠席委員 1名

1	三村 誠	2	酒井 幸男	3	森下 長幸	4	松本 有史
5	福田 敏和	6	河井 由一	7	石田 政行	8	八木 正邦
9	松田 泰政	10	井上 昇造	11	水田 達實	12	田淵 大勝
13	岩田きん子	14	井上 親志	15	瀧口 節子	16	真殿 利晴
17	苗村 武大	18	猪澤 敏一	19	前田喜代和		

事務局の出席者 3名

局長	大野 泰弘	主 幹	井口 大介	副主幹	近藤 由香
----	-------	-----	-------	-----	-------

1 開 会

- 会長（猪澤敏一委員）
あいさつ（内容省略）

2 開会宣告

- 議長（猪澤敏一委員）
只今から第2回たつの市農業委員会総会を開会いたします。
本日の出席委員数等について、事務局から報告させます。

○事務局（大野泰弘君）

命によりご報告します。本日ただ今の出席委員数は18名でありますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、会議は成立しております。

尚、7番石田委員からは欠席の届出を受けております。

たつの市農業委員会会長専決規程により、専決処分した

- ・農地法第5条の規定による使用目的変更及び所有権移転・売買の届出について

・農地法第 18 条の規定による合意解約の通知について
を別紙資料として、お手元に配布いたしておりますので、ご熟読の上、ご了承願います。

3 会議宣告

○議長（猪澤敏一委員）

これより会議に入ります。

日程第 1「議事録署名委員の指名について」を議題といたします。

たつの市農業委員会会議規則第 18 条第 2 項の規定に基づき、3 番森下長幸委員、4 番松本有史委員にお願いします。

（「はい」との声）

次に、日程第 2「議案第 2 号 非農地証明願の承認について」を議題といたします。

事務局に議案を朗読させ、説明させます。

○事務局（井口大介君）

「議案第 2 号 非農地証明願の承認について」

農地法第 2 条に規定する農地ではない旨の証明願が 4 件出ておりますのでご説明いたします。

1 件目の願い出地は、揖西町■■■■の登記地目・田、現況は宅地、面積は 158 m²です。願い出人は、■■■■、土地を現況に合わせたいとの願い出がありました。

20 年以上農地でないことは、課税台帳において、昭和 48 年に倉庫が新築されていることを確認しました。また、担当委員及び事務局職員の現地調査で、現在も倉庫敷地であることを確認しましたので、農地に復元することは不可能と判断しました。

2 件目の願い出地は、揖西町■■■■の登記地目・畑、現況は原野、面積は 237 m²です。願い出人は、■■■■、昭和 63 年頃には原野化しており現在に至るものでございます。この度、土地の地目を現況に合わせたいとの願い出がありました。

20 年以上農地でないことは、平成 11 年撮影の航空写真において、すでに農地ではないことを確認しました。また、地元自治会長からの証明により、昭和 63 年頃から原野であったことを確認しました。また、担当委員及び事務局職員の現地調査で、現在も原野であり、

農地に復元することは不可能と判断しました。

3 件目の願い出地は、神岡町■■■■の登記地目・畑、現況は宅地、面積は 215 m²です。願い出人は、■■■■、贈与を考えているため土地を現況に合わせたいとの願い出がありました。

20 年以上農地でないことは、建物の全部事項証明書において、昭和 43 年に住宅を新築していることを確認しました。また、担当委員及び事務局職員の現地調査で、現況も宅地であることを確認しましたので、農地に復元することは不可能と判断しました。

4 件目の願い出地は、揖保川町■■■■の登記地目・畑、現況は山林、面積は 16 m²です。願い出人は、■■■■、平成 11 年以前から山林化しているとのことであり、この度、土地の地目を現況に合わせたいとの願い出がありました。

20 年以上農地でないことは、平成 11 年撮影の航空写真において、すでに農地ではないことを確認しました。また、担当委員及び事務局職員の現地調査で、現在、山林化しており、農地に復元することは不可能と判断しました。

よって、いずれも周辺農地に影響もなく、非農地と認定できるものと考えます。

事務局からの説明は以上でございます。

○議長（猪澤敏一委員）

議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありますか。

（「なし」の声あり）

ご発言がないので、原案のとおり承認することに決してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認め、「議案第 2 号」は原案のとおり承認されました。

次に、日程第 3「議案第 3 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転・売買の承認について」を議題といたします。

事務局に議案を朗読させ、説明させます。

○事務局（井口大介君）

「議案第3号 農地法第3条の規定による所有権移転・売買の承認について」

3条売買の案件が5件出ていますので、ご説明いたします。

1件目の申請地は、神岡町[]の田で面積は162㎡、譲受人は[]、譲渡し人は[]、譲渡人は高齢であり今後、農地の管理が難しいと考えていたところ、地域で耕作面積を増やしたいと考えていた譲受人へ譲渡すことで合意に至ったものでございます。

譲受人が取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、譲受人は、職場があるこの地域において耕作しており、必要な農機具も所有しているため、今後もすべての農地を効率的に利用するものと見込まれます。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと認められます。

2件目の申請地は、揖西町[]の田で面積は4,177㎡、譲受人は[]、譲渡し人は[]、譲渡し人は、相続により農地を取得したが、市外在住であり耕作できないため、地域で耕作している譲受人へ農地を引き受けてもらえないかと申し出たところ譲渡すことで合意に至ったものでございます。

譲受人が取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、譲受人は、地元で耕作しており、必要な農機具も所有しているため、今後、農地を効率的に利用するものと見込まれます。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと認められます。

3件目の申請地は、揖西町[]外4筆の田及び畑で面積は合計3,097㎡、譲受人は[]、譲渡し人は[]、譲渡し人は、市外在住であり高齢であるため、今後、耕作する意向はなく、この地域で空家を取得し、農地の管理を任されていた譲受人が農地を譲り受けることで合意に至ったものでございます。

譲受人が取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、譲受人は、地元で耕作しており、必要な農機具も確保しているため、今

後、農地を効率的に利用するものと見込まれます。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと認められます。

4 件目の申請地は、新宮町 [REDACTED] の田で面積は 149 m²、譲受人は [REDACTED]、譲渡し人は [REDACTED]、譲渡し人は、市外在住であり、空き家付き農地の引き受け手を探していたところ、この度、空家に付随する農地を取得したいと考えていた譲受人が現れ合意に至ったものでございます。

譲受人が取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、譲受人は、農業経験があり、必要な農機具も確保しているため、今後、農地を効率的に利用するものと見込まれます。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと認められます。

5 件目の申請地は、揖保川町 [REDACTED] の畑で面積は 540 m²、譲受人は [REDACTED]、譲渡し人は [REDACTED]、譲受人は、市外在住であり耕作できないため、農地を手放したいと考えていたところ、この地域で耕作地を増やしたいと考えていた譲受人が現れ合意に至ったものでございます。

譲受人が取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、譲受人は、地元で耕作しており、必要な農機具も所有しているため、今後、農地を効率的に利用するものと見込まれます。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと認められます。

よって、いずれも農地法第 3 条第 2 項の不許可の要件に該当しませんので許可相当と考えます。

事務局からの説明は以上でございます。

○議長（猪澤敏一委員）

議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

ご発言がないので原案のとおり承認することに決してご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認め、「議案第 3 号」は原案のとおり承認されました。

次に、日程第 4「議案第 4 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転・贈与の承認について」を議題といたします。

事務局に議案を朗読させ、説明させます。

○事務局（井口大介君）

「議案第 4 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転・贈与の承認について」

3 条贈与の案件が 4 件出ていますので、ご説明いたします。

1 件目の申請地は、誉田町 [] の畑で面積は 26 m²、譲受人は []、譲渡人は []、譲渡人は、飛び地で面積の小さい農地を手放したいと考え、隣接地の所有者に譲渡したいと申し出たところ合意に至ったものでございます。

譲受人が取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、譲受人は、この地域において耕作しており、必要な農機具も所有しているため、今後もすべての農地を効率的に利用するものと見込まれます。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと認められます。

2 件目の申請地は、神岡町 [] の田で面積は 191 m²、譲受人は []、譲渡人は []、譲渡人は高齢のため、同居の家族に贈与することで話がまとまったものでございます。

譲受人が取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、譲受人は、今までも譲渡し人と共に耕作しており、必要な農機具も所有しているため、今後、農地を効率的に利用するものと見込まれます。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと認められます。

3 件目の申請地は、新宮町 [REDACTED] の田で面積は 1,826 m²、譲受人は、[REDACTED]、譲渡し人は [REDACTED]、譲渡し人は、農地を手放したいと考えていたところ、この地域で耕作している譲受人へ譲渡すことで合意に至ったものでございます。

譲受人が取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、譲受人は、地元で耕作しており、必要な農機具も所有しているため、今後、農地を効率的に利用するものと見込まれます。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと認められます。

4 件目の申請地は、御津町 [REDACTED] 外 1 筆の田で面積は合計 985 m²、譲受人は [REDACTED]、譲渡し人は、[REDACTED]、譲渡し人は、今後、農業をする意向がないため農地の引き受け手を探していたところ、地域で耕作面積を増やしたいと考えていた譲受人へ譲渡すことで合意に至ったものでございます。

譲受人が必要な農作業に従事し取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、譲受人は耕作に必要な農機具一式を所有しており、また、地元で農業を行っており、すべての農地を効率的に利用するものと見込まれます。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと認められます。

よって、いずれも農地法第 3 条第 2 項の不許可の要件に該当しませんので許可相当と考えます。

事務局からの説明は以上でございます。

○議長（猪澤敏一委員）

議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

ご発言がないので原案のとおり承認することに決してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認め、「議案第 4 号」は原案のとおり承認されまし

た。

次に、日程第 5「議案第 5 号 農地法第 5 条の規定による使用目的の変更及び使用貸借権設定に対する意見について」を議題といたします。

事務局に議案を朗読させ、説明させます。

○事務局（井口大介君）

「議案第 5 号 農地法第 5 条の規定による使用目的の変更及び使用貸借権設定に対する意見について」

5 条使用貸借権設定の案件が 1 件でていますので、ご説明いたします。

申請地は、龍野町 [REDACTED] 外 5 筆の田で面積は合計 6,493 m²の内 150 m²、申請人は、借受人が [REDACTED]、貸出人は [REDACTED] 外 4 名、転用目的は、土地区画整理事業の調査設計業務に伴う土質調査でございます。

農振農用地区域であります。例外的許可事由によりまして、一時転用するものでございます。

土質調査は、許可後 60 日間とし、農地への復旧も期間内に行います。

必要な資金は自己資金で賄いますので、土地区画整理事業助成金交付決定通知書などで必要な資金が準備できることを確認しました。

最後に周辺営農への影響については、周囲の同意を得ており万が一何かあった場合は、申請者にて善処するとの事ですので支障はないものと考えます。

よって、農地法第 5 条第 2 項の不許可の事項に該当しませんので許可相当と考えます。

事務局からの説明は以上でございます。

○議長（猪澤敏一委員）

議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありますか。

（「なし」の声あり）

ご発言がないので原案のとおり許可相当と意見を付して進達することに決してご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認め、「議案第 5 号」は原案のとおり許可相当と意見を付して進達することに決しました。

次に、日程第 6「議案第 6 号 農地法第 5 条の規定による使用目的の変更及び所有権移転・売買に対する意見について」を議題といたします。

事務局に議案を朗読させ、説明させます。

○事務局 (井口大介君)

「議案第 6 号 農地法第 5 条の規定による使用目的の変更及び所有権移転・売買に対する意見について」

5 条所有権移転・売買の案件が 3 件出ていますので、ご説明いたします。

1 件目の申請地は、揖保町 [REDACTED] の田で、面積は、396 m²、農地区分は上下水道管が埋設されている道路の沿道の区域であって、かつ近距離に 2 以上の教育施設、医療施設等が存在する第 3 種農地 (3-1)) に該当すると判断します。

申請人は、譲受人が [REDACTED]

[REDACTED]、譲渡人は、[REDACTED]

外 1 名、転用目的は、自社の駐車場が手狭であるため、近くの土地を取得し、露天駐車場として利用するものでございます。

なお、当該地は、市街化調整区域でございます。

土地の造成期間は、許可後 60 日間でございます。

必要な資金は自己資金で賄う予定ですが、残高証明書にて、必要な資金が準備できていることを確認しました。

転用の妨げとなる権利設定や、他の法令による手続きも必要ありませんので、許可後は計画どおり転用するものと見込まれます。

周辺営農への影響については、隣接農地の同意を得ており、万が一被害が発生した場合は善処するとのことですので、周囲の営農に支障はないものと考えます。

2 件目の申請地は、揖保町 [REDACTED] の田で、面積は、316 m²、農地区分は上下水道管が埋設されている道路の沿道の区域であって、かつ近距離に 2 以上の教育施設、医療施設等が存在する第 3 種農地 (3-1)) に該当すると判断します。

申請人は、譲受人が [REDACTED]

[REDACTED]、譲渡

人は、[REDACTED] [REDACTED]、転用目的は、父が経営する会社の事業拡大に伴い、その隣接地を取得し自動車修理工場を建築するものでございます。

土地造成期間は許可後 60 日間、施設の建設期間は、造成後 120 日間でございます。

必要な資金は自己資金で賄いますので、金融機関の残高証明書で必要な資金が準備できていることを確認しました。

転用の妨げとなる権利設定はなく、許可後は計画どおり転用するものと見込まれます。

周辺営農への影響については、隣接農地の同意を得ており、万が一被害が発生した場合は善処するとのことですので、周囲の営農に支障はないものと考えます。

3 件目の申請地は、新宮町 [REDACTED] 外 1 筆の田で、面積は合計 1,096 m²、農地区分は住宅等が連たんする区域に近接（おおむね 500m 以内）かつ農地（等）の集団規模 10ha 未満の第 2 種農地（2-3）と判断します。

申請人は、譲受人が [REDACTED] [REDACTED]、譲渡人は、[REDACTED] [REDACTED]、転用目的は、売電の為の太陽光発電設備の設置です。

土地の造成期間は許可後 3 日間、施設の建設期間は造成後 14 日間となっております。

必要な資金は自己資金で賄いますので、残高証明書で必要な資金が準備できていることを確認しました。

転用の妨げとなる権利設定や他の法令の制限はなく、太陽光設備の認定を受けていますので、許可後は計画どおり転用するものと見込まれます。

周辺営農への影響については、隣接農地の同意を得ており、万が一被害が発生した場合は善処するとのことですので、周囲の営農に支障はないものと考えます。

よって、いずれも農地法第 5 条第 2 項の不許可の事項に該当しませんので許可相当と考えます。

事務局からの説明は以上でございます。

○議長（猪澤敏一委員）

議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありません。

んか。

(「なし」の声あり)

ご発言がないので原案のとおり許可相当と意見を付して進達することに決してお異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認め、「議案第 6 号」は原案のとおり許可相当と意見を付して進達することに決しました。

次に、日程第 7「議案第 7 号 農地法第 5 条の規定による使用目的の変更及び所有権移転・贈与に対する意見について」を議題といたします。

事務局に議案を朗読させ、説明させます。

○事務局 (井口大介君)

「議案第 7 号 農地法第 5 条の規定による使用目的の変更及び所有権移転・贈与に対する意見について」

5 条所有権移転・贈与の案件が 1 件出ていますので、ご説明いたします。

申請地は、龍野町■■■■の田で、面積は 482 m²、農地区分は住宅等が連たんする区域に近接(おおむね 500m 以内)かつ農地(等)の集団規模 10ha 未満の第 2 種農地 (2-(3)) と判断します。

申請人は、譲受人が■■■■、譲渡人は、■■■■、転用目的は、親族の所有地を譲受け、住宅を新築するものでございます。

土地の造成期間は、許可日から 30 日間、住宅の建設期間は、許可日から 120 日間でございます。

必要な資金は自己資金で賄う予定ですが、金融機関の書面にて、必要な資金が準備できていることを確認しました。

建築許可申請中でありまして、転用の妨げとなる権利設定や、他の法令による手続きも必要ありませんので、許可後は計画どおり転用するものと見込まれます。

周辺営農への影響については、隣接農地はなく、万が一被害が発生した場合は善処するとのことですので、周囲の営農に支障はないものと考えます。

よって、農地法第 5 条第 2 項の不許可の事項に該当しませんので

許可相当と考えます。

事務局からの説明は以上でございます。

○議長（会長）

議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

ご発言がないので原案のとおり許可相当と意見を付して進達することに決してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認め、「議案第7号」は原案のとおり許可相当と意見を付して進達することに決しました。

次に、日程第8「議案第8号 農地転用許可条件の変更に対する意見について」を議題といたします。

事務局に議案を朗読させ、説明させます。

○事務局（井口大介君）

「議案第8号 農地転用許可条件の変更に対する意見について」許可条件変更案件が2件出ていますので、ご説明いたします。

なお、1件目と2件目の案件は同一案件でございます。

1件目の申請地は新宮町■■■■の田で面積は1,340㎡の内0.28㎡、申請人は、■■■■、転用目的は、自己所有農地に営農型太陽光発電パネルを設置するものでございます。

農振農用地区域であります。例外的許可事由によりまして、営農型太陽光発電施設の支柱部分を3年間、一時転用するものとして、令和5年9月に許可済みでございます。

2件目の申請地は、新宮町■■■■外1筆の田で面積は合計2,438㎡の内0.29㎡、申請人は、借受人が■■■■、貸出人は■■■■、転用目的は、父の農地を借り、営農型太陽光発電パネルを設置するものでございます。

農振農用地区域であります。例外的許可事由によりまして、太陽光発電施設の支柱部分を3年間、一時転用するものとして、令和5年9月に許可済みでございます。

この度、一時転用の期間を10年間に変更する必要が生じたため、

現在の一時転用許可期間であります 3 年間で 10 年間へ変更しようとするものでございます。

変更許可申請につきましては、新たに認定農業者となるなど必要な条件を満たしていることを確認しました。

よって、一時転用許可の期間を変更することにつきまして、問題はないものと考えます。

事務局からの説明は以上でございます。

○議長（猪澤敏一委員）

議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありますか。

（「なし」の声あり）

ご発言がないので原案のとおり許可相当と意見を付して進達することに決してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認め、「議案第 8 号」は原案のとおり許可相当と意見を付して進達することに決しました。

次に、日程第 9「議案第 9 号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議」を議題といたします。

事務局に議案を朗読させ、説明させます。

○事務局（井口大介君）

「議案第 9 号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について」

平成 30 年に他府県の農業委員会会長が農地転用にかかる収賄容疑で逮捕されるという不祥事が続けて発生したことにより、令和元年度全国農業委員会会長代表者集会において、改めて綱紀粛正の徹底を図っていくこととなりました。たつの市で特に不祥事があったわけではなく、全国すべての農業委員会で申し合わせ決議を行うことになっております。決議内容につきまして、読み上げさせていただきます。

『私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、法令に則り適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っている。

特に、農地制度に基づく許認可に係る事務については、個人情報に接することも多く、公平・公正な運用はもちろんのこと、個人情

報保護も徹底しなければならない。

私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、高い倫理観を持ち、法令順守を徹底するため、下記事項についてここに申し合わせ、決議する。

1. 農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用すること。特に、農業委員会法第 31 条の議事参与の制限、同第 33 条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公正さを確保すること。
2. 農業委員、農地利用最適化推進委員としての高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するための研修等を実施すること。』

なお、綱紀保持の姿勢を強く打ち出すため、年に 1 回以上同様の申し合わせ決議を継続して取り組み、法令遵守の徹底を図っていくものとします。

事務局からの説明は以上でございます。

○議長（猪澤敏一委員）

議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

ご発言がないので原案のとおり決定することに対してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

ご異議なしと認め、「議案第 9 号」は原案のとおり決定することに決しました。

4 閉会宣告

○議長（猪澤敏一委員）

以上で本日の議事は、全部終了しました。これをもって、本日の定例会を閉じます。

閉会宣告 午前 10 時 40 分

たつの市農業委員会会議規則第 18 条第 2 項の規定により署名する。

令和 6 年 1 月 25 日

たつの市農業委員会議長
(会 長)

議事録署名委員
(3 番森下長幸委員)

議事録署名委員
(4 番松本有史委員)